有効利用評価方針案に対する意見募集の結果と 提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

○ 意見募集期間:令和4年7月16日(土)~8月19日(金)

〇 意見提出者数:12者(法人5者、個人7者)

(順不同)

No.	意見提出者	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を 踏まえた 案の修正の 有無
1	株式会社 NTTドコモ	本方針案は、周波数の有効利用を適切に評価するため、認定の有効期間を満了した周波数帯等の評価では絶対評価が基本となるように作成されている。また、事業者へのヒアリング等の実施については、周波数の活用状況をご報告・ご説明する機会と捉え、方針内容に賛同します。		無
		また、当社は周波数の有効利用評価において、客観的データによる 実績を評価することが妥当であると考えており、具体的には、以下の 3 つの観点を今後の検討において考慮頂くことを希望いたします。 ①トラヒック観点として、周波数を基軸とした 1MHz 当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を評価するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度などを組み入れた指標等にて評価頂くこと。 ②カバレッジ観点として、第3者も視野に入れた実測調査などによるカバレッジ評価等にて、評価頂くこと。 ③スポット的な活用が見込まれる高周波数帯については、トラヒックがある基地局設置数などニーズに応じた展開状況が分かる評価方法の検討が必要であると考えます。	価方法及び高周波数帯の評価方法に係る 御意見については、それぞれ頂いた御意 見を参考に今後も検討を進めてまいりま	無

会社 以下のとおり、弊社意見を述べさせていただきます。 ります。	2	KDDI 株	式	有効利用評価方針案に係る検討の趣旨に賛同いたします。その上で、	本案についての賛同の御意見として承	無
指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。 今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針等を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き・事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性に、1 局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。(https://www.soumu.go.jp/main.content/000589764.pdf)今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケスも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配座下さいますようお願い申し上げます。 ※ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が他の周波数が運ぶ通信量が他の周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の道に量か他の周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ※ 事者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信		会社		以下のとおり、弊社意見を述べさせていただきます。	ります。	
開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。 今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実籍を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をおぶし頂き、事業者が意見を述る機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1 局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、は、水の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 ((https://www.soumi.go.jp/main_content/000589764,pdf) 今後、5 G用周波数帝の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量がしたいこのでは、頂いたは、4 G用に使っていた周波数を運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が他の周波数に流れることにより、5 G 周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信をが減少する場合もあります。 メ事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				有効利用の評価方法は、電波の有効利用を実現するにあたり重要な	免許人等が十分な検討時間を確保でき	無
今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実験を調査・評価の別期の又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1 局で力バーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恋れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf)今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が使みにからます。ります。 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。 通信量の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。 が出場かずるケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量がでいる場合といます。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				指標であるとともに、事業者にとっては電波の有効利用方法・エリア展	るように配慮します。	
される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針来をお示し頂き・事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 「5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1局でが、一できるエリアが小さく、従前の人口かパー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恐丸」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764, pdf) 今後、5 G用周波数かの人口が、一率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量を他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が高力する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				開などの事業運営に大きな影響を与えるものと考えております。		
間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の3月実籍を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G 場入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。(https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf)今後、5 G 用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお説い申し上げます。特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケスも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 7 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量がリます。 4 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量がリます。 4 G 用に使っていた周波数を5 G 用に空けることによってNR化を進めるため、4 G 周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G 対応端末の普及に応じて5 G 周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 4 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				今後、新たな国家政策・指針等を踏まえて有効利用の評価方法が変更		
3 月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1 局でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。(https://www.soumu.go.jo/main_content/000589764.pdf) 今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年灾推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数が流流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				される場合には、新たな政策・指針を踏まえた電波の有効利用実現に時		
針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分な検計期間を確保いただきますようお願い申し上げます。 5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1 周でカバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf)今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数が直ぶ通信量が他の周波数にあるととにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数にあるといるより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の音及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数にあるといるより、当該周波数の運信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の音を応じて5 G周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				間を要する場合があると考えることから、評価対象年度(当該年度末の		
な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。				3月実績を調査・評価)の期初又は期中の早い時期に調査項目と評価方		
ままり、				針案をお示し頂き、事業者が意見を述べる機会を設けて頂くなど、十分		
カバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、 従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域 への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5 G 用間波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G 用に使っていた周波数を5 G 用に空けることによってNR化を進めるため、4 G 周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G 対応端末の普及に応じて5 G 周波数が運ぶ通信量を1が、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の毋ポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				な検討期間を確保いただきますようお願い申し上げます。		
従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信 ボートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				5 G用周波数は、開設指針の検討において「周波数の特性上、1 局で	電波の特性に応じた電波利用の需要又	無
への5 G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量を増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				カバーできるエリアが小さく、従前の人口カバー率を指標とした場合、	は利用実態の変化、技術進展等に合わせ	
ッジの広さを評価する指標は採用されていません。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域	て、適時適切に評価方法及び基準の見直	
(https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf) 今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				への5G導入が後回しとなる恐れ」が指摘され、従来の人口等のカバレ	しを行います。	
今後、5 G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってNR化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の进に				ッジの広さを評価する指標は採用されていません。		
には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。 特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				(https://www.soumu.go.jp/main_content/000589764.pdf)		
特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケースも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数の通信				今後、5G用周波数帯の人口カバー率の絶対基準をご検討される際		
スも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さいますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				には、開設指針の検討経緯を踏まえたご検討をお願い申し上げます。		
いますようお願い申し上げます。 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				特定周波数の通信量年次推移においては、次のように減少するケー	通信量の評価方法については、頂いた	無
 ✓ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信 				スも考えられます。やむを得ない事情の場合、評価においてご配慮下さ	御意見を参考に今後も検討を進めてまい	
が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化においては、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってNR化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				いますようお願い申し上げます。	ります。	
は、4 G用に使っていた周波数を5 G用に空けることによってN R化を進めるため、4 G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れ ることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G 対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量も増えていきま すが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場 合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数 のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				✔ 移動体通信システムを改変する際に、単一の周波数が運ぶ通信量		
R化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5G対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				が一旦減少するケースがあります。例えば、基地局NR化において		
ることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G 対応端末の普及に応じて5 G周波数が運ぶ通信量も増えていきま すが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場 合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数 のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				は、4G用に使っていた周波数を5G用に空けることによってN		
対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきますが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				R化を進めるため、4G周波数が運ぶ通信量が他の周波数に流れ		
すが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				ることにより、当該周波数の通信量が一時的に低くなります。5 G		
合もあります。 ✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数 のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				対応端末の普及に応じて5G周波数が運ぶ通信量も増えていきま		
✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数 のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				すが、システム改変期において、周波数が運ぶ通信量が減少する場		
のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信				合もあります。		
				✓ 事業者の意志に依らず、端末メーカーの仕様変更によって周波数		
量が減少する場合もあります。				のサポートが外れることがあり、それによって当該周波数の通信		
				量が減少する場合もあります。		

	1			from
3 •	ソフトバン	今回の有効利用評価方針において、システム毎の有効利用を調査・評	本案3頁において「1又は2以上の免	無
4	ク株式会社	価を行うことになっていますが、電波の利用状況調査をより効果的な	許人の1又は2以上の周波数帯に係る利	
	/Wireless	調査とする観点から、例えば、無線システム毎の利用用途、無線局の総	用状況調査の結果を総合的に勘案して定	
	City	数、通信量(トラヒック)等の項目については、他の無線システムも含め	性的に評価する」と記載のとおり、複数	
	Planning 株式会社	て横断的に比較する等、周波数全体で最適利用がなされているかにつ	周波数を横断した評価を行うこととして	
	休式云社	いても検証を行うことが重要と考えます。その上で、著しく有効利用が	おります。頂いた御意見については、今	
		図られていないと評価された周波数帯については、需要が顕在化して	後の検討の参考とさせていただきます。	
		いる他システムへの利活用を検討することも一案と考えます。		
		電気通信業務用基地局の数の評価は、本有効利用評価方針案 2 頁脚	電波を発射する無線局の数が多けれ	無
		注 10 の記載によると「開設計画(法第 27 条の 14 第 1 項に規定する開	ば、当該周波数帯域は電波が相対的に有	
		設計画をいう。)の認定の有効期間中の周波数帯又は開設計画の認定の	効に利用されていると判断できることか	
		有効期間が満了した周波数帯においては、計画値(認定計画(法第 27	ら、電気通信業務用基地局の数は、重要	
		条の 15 第 3 項に規定する認定計画をいう。)における値をいう。)を踏	な評価事項の一つであり、この見地か	
		まえた評価を行う」とあります。上記の計画値を評価の基準に用いるこ	ら、改正後の電波法第26条の3第1項に	
		とは、以下の課題があると考えており、事業者を含めた妥当性に関する	基づき、電気通信業務用の基地局の数	
		慎重な議論が必要と考えます。	は、有効利用評価に関する評価事項とし	
		① 計画値によっては、認定の有効期間が満了して時間が経過した周	て定められています。以上のことから、	
		波数帯において、満了後の技術の進展、人口動態、需要動向等を	原案のとおりとします。なお、総務省に	
		踏まえた事業者のネットワーク戦略等が未反映であり、電波の有	おけるこれまでの評価においても基地局	
		効利用の評価の目的に合致した評価の基準としての妥当性	の数は評価事項とされてきたところで	
		② 認定時の計画値は、事業者毎に異なっており、現在の基地局数が	す。	
		同等であったとしても、計画値の多寡で評価が分かれてしまい不	また、周波数の割当てを受けた事業者	
		公正な結果をもたらす可能性がある	は認定計画に従った基地局開設が求めら	
		③ 計画値を 1 局でも下回った際の評価の基準が、最下位の D 評価	れているため、認定の有効期間中におい	
		(開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績	ては、認定計画値と比較した評価を行う	
		評価の場合)とすることの妥当性	ことが重要であります。	
		④ ①~③項の課題があるにも係わらず、全国単位での評価の基準の	さらに、御指摘の認定期間満了後に認	
		みではなく、総合通信局単位の評価に拡大することの妥当性	定計画値を下回ることについては、満了	
			後であっても認定計画に従った基地局開	
			設を行うことが事業者の責務であり、当	
			該責務を達成できていない状況であるこ	
			とに鑑みれば、原案のとおり、最低限達	
			成すべき目標(D評価)に達していない	
			と判断することとしたものです。	

評価の方法について 周波数帯毎の電波の有効利用の程度の状況に関する評価について は、事業者毎に周波数帯の特性に適した活用方法や保有する周波数帯 の構成に応じた周波数戦略を有していることから、周波数帯毎に評価 することは適切ではないと考えます。したがって、後述する別紙の評価 の基準も含め、各事業者から周波数帯の活用方法等の意見を聞いた上 で評価基準および方法を決定すべきであると考えます。 また、評価指標や公表方法については、その内容次第では、競合する他 事業者にネットワーク戦略を類推可能となりえる場合やビジネス戦略 にも影響する懸念もあるため、新たな基準による評価についても現状 と同様に事業者との綿密な連携や要望に対する配慮をお願いします。	改正後の電波法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、調査区分ごとに有効利用評価を行うこととしており、各周波数の有効利用度合いを適切に判断するため、周波数帯ごとに有効利用評価を行うこととしたものです。 評価結果の公表については、改正後の電波法第 26 条の 3 第 4 項に基づき、結果の概要を公表することとされているところ、国民共有の資源である電波の有効利用の状況の可視化を図るとともに、営業上の秘密等にも配慮し、適切に対応してまいります。	無
評価の基準の設定について 評価の基準については、周波数の特性やその利用実態、割当ての経緯 等を踏まえ、事前に事業者にヒアリングを行ったうえで、評価の基準を 決定すべきと考えます。例えば、複数の事業者が最下位の評価となるよ うな場合は、評価の基準が当該周波数帯の利用実態に即していない等、 基準そのものが適切ではない場合も想定されます。 また、評価の基準については、過度に厳しい基準とならないようにす べきと考えており、少なくとも、以下の点については考慮すべきと考え ます。 ・ミリ波は周波数特性が異なることから、それ以外の周波数帯とは別 の基準とする ・当該周波数帯が割当てられた際の開設計画の審査基準にない項目は 対象外とする 等	電波の特性に応じた電波利用の需要又は利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行います。 また、高周波数帯の評価方法については、頂いた御意見を参考に今後も検討を進めてまいります。	無
本有効利用評価方針案における電気通信業務用基地局に係る評価の 基準の課題について 以下にあげる項目については、基準のバランスが取れていないと考 えられることから是正が必要であると考えます。 ① 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評 価における総合的な評価 ※実績評価 「別紙1」)関連 ② 進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数における評価の基準	頂いた御意見に対しては、それぞれ以 下のとおりです。	無

の扱い		
※進捗評価(「別紙2」及び「別紙4」)関連		
③ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評		
価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の扱い		
※実績評価 「別紙1」)関連		
① 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価	電波の有効利用の程度を評価する上で、	無
における総合的な評価	電気通信業務用基地局の数、人口カバー	
本有効利用評価方針案において、開設計画の認定の有効期間が満	率、通信量、技術導入状況はいずれも重要	
了している周波数帯等の実績評価における総合的な評価は、電気通	な評価事項であるため、各評価項目におい	
信業務用基地局の数/人口カバー率/通信量/技術導入状況の各項目	て、最低限達成すべき目標として、D評価	
の1つでも最下位 D 評価となった場合には、総合的な評価で最下位	を定めているところであります。	
D評価となる評価方法となっています。しかしながら、1 項目が D 評	このため、いずれかの項目でD評価とさ	
価である場合でも、他項目において『電波の有効利用が行われてい	れることは、電波の有効利用が十分に図ら	
る』とされる SS 評価、S 評価や A 評価になるケースもありえます。	れないと判断されるものであるため、原案	
また、総合的な評価は、SS 評価~C 評価については人口カバー率の	のとおり、いずれかがD評価である場合、	
みの評価であり、項目評価のバランスが取れていないと考えます。よ	総合評価においてD評価としております。	
って、少なからずとも複数項目において D 評価となった場合を総合		
的な評価の D 評価と変更すべきと考えます。		
② 進捗評価のうち、電気通信業務用基地局の数における評価の基準	進捗評価のうち、電気通信業務用基地	無
の扱い	局の数の評価について、御指摘のとおり	
進捗評価における、電気通信業務用基地局の数の各数値	令和4年度においては、全国のみを対象	
(「S:+3,000 局超」~「C:-5,000 局未満」) は、全国単位を想定した	とし評価を行う予定です。	
基準と推察します。全国を単位とした場合には妥当と考えますが、そ	また、御指摘のとおり、総合通信局単	
れ以下の単位 (総合通信局単位等) の評価の基準への各数値の適用に	位での評価を行うためには、今後適切な	
ついては、各数値の妥当性の議論が必要と考えます。よって、電気通	評価基準を定める必要があると考えてお	
信業務用基地局の数の各数値(「S:+3,000 局超」~「C:-5,000 局未	ります。	
満」)の適用は、全国単位のみとし、それ以下の単位の評価の基準の		
導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。		

③ 開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の扱い

開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価は、基準値である認定計画値を1局でも下回れば、「認定計画値未満」のD評価となります。その一方で、本有効利用評価方針案において、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯の進捗評価における電気通信業務用基地局の数は、認定計画値を下回る数値であったとしてもB評価もしくはC評価とされることになっています。加えて、今回新たに設定された認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における人口カバー率の絶対的な基準では、認定計画値を下回った場合でもS評価となることも想定されます。上記のとおり、認定期間中はD評価と異なる評価であった周波数帯が、認定期間が満了することでD評価になることになります。

したがって、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数が 認定計画値を1局でも下回った場合に D 評価となることは過剰な評価の基準であると考えられることから、開設計画の認定の有効期間中の周波数帯の進捗評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準と同様の評価(B 評価もしくは C 評価)に是正を行うべきと考えます。

さらに、②に記載のとおり、是正後の開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における電気通信業務用基地局の数の評価の基準の適用も、全国単位が適切であることから、それ以下の単位における各数値の導入の是非含めて慎重な議論をすべきと考えます。

電波を発射する無線局の数が多ければ、当該周波数帯域は電波が相対的に有効に利用されていると判断できることできる、電気通信業務用基地局の数は、重要な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第 26 条の 3 第 1 項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項とは、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地の数は評価事項とされてきたところである。

また、周波数の割当てを受けた事業者 は認定計画に従った基地局開設が求めら れているため、認定の有効期間中におい ては、認定計画値と比較した進捗評価を 行うことが重要であります。

このため、原案のとおり、各年度の計画値と比較して開設の遅延が生じている場合は、B、C評価としているところであります。

さらに、御指摘の認定期間満了後に認 定計画値を下回ることについては、満了 後であっても認定計画に従った基地局開 設を行うことが事業者の責務であり、当 該責務を達成できていない状況であるこ とに鑑みれば、原案のとおり、最低限達 成すべき目標(D評価)に達していない と判断することとしたものです。

認定の有効期間中又は認定期間が満了 している周波数帯に適用される進捗評価 のうち、技術導入状況の評価項目ごとの 基準値については、原案のとおりとしま

技術導入状況に係る評価の基準に関する課題について

各種高度化技術の導入にあたっては、整備計画に基づき、通信速度等 のユーザビリティ(利用者使用感)を考慮の上、最適なネットワークの 構築を行っています。特に、ひっ迫対策等を目的とした高度化技術の導 無

<u> </u>			
	入にあたっては、導入による効果が期待できるエリアと導入による効果が期待できないエリアを判断のうえ、導入を進めています。 上記より、高度化技術の導入の傾向は、早い段階で適切な場所に高度化技術を提供するため、導入当初は高度化技術の導入率が一定レベルまで高まる傾向となります。しかし、その後は高度化技術の導入局の絶対数は増えるものの、高度化技術に必ずしも適さないエリア(屋内等)を含めた全基地局数の増加に伴い、全体からみた導入率は低下する傾	に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う必要があることから、 頂いた御意見については、今後の検討の	
	向にあります。 したがって、前年度調査の高度化技術の導入率に対して比較を行う 進捗評価方式は、高度化技術の導入局の増加数を加味することができ ていないことから、例えば、前年度調査の高度化技術の導入局数に対す る「増加率」で評価することで、より実態に近い評価になると考えま す。		
	通信量(トラヒック)に関する課題について本有効利用評価方針案において、無線局の行う無線通信の通信量(トラヒック)を調査および評価を行うことになっていますが、開設計画の認定の有効期間が満了している周波数帯等の実績評価における通信量(トラヒック)の評価は、都道府県単位において、毎日の通信量(トラヒック)の有無が評価の基準となっています。しかしながら、総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度調査※に比して増大傾向にあり、5Gサービスの本格導入により今後益々トラヒック需要が増大することが想像されます。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要であることは自明であり、トラヒック対策は周波数のひっ迫と密接に関連するものであることから、本有効利用評価方針案の通信量(トラヒック)の基準に代えて周波数1MHz幅あたりのトラヒックの砂では、各事業者のネットワーク戦略が類推可能となりえる経営情報に値するデータであり、安易に公表することは競争環境への影響が大きいと考えられるため、まずは事業者合算による評価及び公表を継続することが適当と考えます。※令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果	の有効利用の状況の可視化を図るととも に、営業上の秘密等にも配慮し、適切に	無
	評価の事項として、総務省令に規定する事項とされていますが、例えば「基地局等の整備能力」や「電気通信設備の設置及び運用を円滑に行		無

うための技術的能力」等の総務省令の調査項目に明記されていない調査項目があります。明記されていない項目について調査を実施しようとする場合は、調査項目を決定する前に事業者の稼働やデータ抽出の実現性等について確認することが必要と考えます。 なお、例えばインフラシェアリングや標準化動向等、電波の有効利用の程度の評価に直接的な関係度合いが低いと考えられる調査項目については、必要に応じて調査項目の対象外とすることが適当と考えます。 重点調査を活用し周波数の共用利用の可能性や他システムでの利活	重点調査の対象システムの選定に当た	無
用を検討するうえでは、重点調査の対象とする周波数帯や無線システムの選定が最も重要です。その選定方法は、重点調査告示※に示された条件も踏まえ選定がなされていると理解していますが、重点調査を充実させる観点から、パブリックコメント等を通じて、国際的な動向や国内需要等の意見を幅広く反映できる仕組みとすることが必要と考えます。	っては、総務省が選定を行うものでありますが、評価の観点から、頂いた御意見を踏まえ、検討の参考とさせていただきます。	
 ※次の1~4のいずれかの電波利用システムが使用する周波数帯であって、過去の調査・評価結果等を考慮し、特に必要と認められるもの 1. 周波数割当計画において使用期限等の条件が定められている電波利用システム 2. 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム 3. 新たな電波利用システムに需要がある周波数を使用する電波利用システム 4. 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮し周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム 		
本有効利用評価方針案は、これまでの評価に大きく変更を加えるものであり、また前述のとおり評価の基準に更に見直しを必要とする部分があることから、本有効利用評価方針案の今年度の評価への適用にあたっては、より慎重に対応する必要があると考えます。	電波監理審議会としては、改正後の電 波法施行後、総務省が実施する調査結果 に基づき、改正後の電波法第26条の3第 5項に基づくヒアリング等の必要な調査 を行い、評価を実施してまいります。 また、評価結果の公表に当たっても事 前に意見募集を実施するなど、適切に実 施してまいります。	無

	1 10 T - 1 1	그는 사람이 하다는 그 있는 그 사람이 되는 그는 그를 받아 있다.		<i>h</i>
5	楽天モバイ	本有効利用評価方針案については、今般改正された電波法(令和4年	電波監理審議会としては、改正後の電	無
	ル株式会社	法律第63号。以下「改正電波法」という。)において電波監理審議会が	波法施行後、総務省が実施する調査結果	
		行うこととされている「電波の有効利用の程度の評価」に係る評価基準	に基づき、改正後の電波法第26条の3第	
		及び方法等を定めるものですが、その評価結果は、上記の携帯電話シス	5 項に基づくヒアリング等の必要な調査	
		テムの周波数の再割当ての手続でも参照されるものと承知しておりま	を行い、評価を実施してまいります。	
		す。	また、評価結果の公表に当たっても事	
		ところで、いわゆる「プラチナバンド」は伝搬特性的に携帯電話シス	前に意見募集を実施するなど、適切に実	
		テムに使いやすく、その割当ての有無は携帯電話事業者間の競争条件	施してまいります。	
		に大きな影響を及ぼしますが、現状ではプラチナバンドの公平な割当		
		てが実現されていないため、弊社は、デジタル変革時代の電波政策懇談		
		会をはじめとして様々な場面で、携帯電話事業におけるプラチナバン		
		ドの必要性、及び早急に公平な割当てを実現していただくことを強く		
		要望してきたところです。		
		今後、改正電波法が施行されることで、制度上は、周波数の再割当制		
		度が利用可能となりますが、関連する手続きが実施されないと、開設指		
		針制定の申出を行っても実際の周波数再割当てプロセスが進まず、ひ		
		いてはプラチナバンドの使用開始が可能となる時期も遅くなってしま		
		│ いますので、改正電波法の施行後、速やかに本有効利用評価方針に基づ		
		き、電波の有効利用の評価の実施及び評価結果の公表をしていただき		
		ますよう、強く要望いたします。		
		本項において、評価事項ウの「無線局の行う無線通信の通信量」につ	評価結果の公表については、改正後の	無
		いては、開設計画の認定の有効期間が満了している、又は開設計画の認	電波法第26条の3第4項に基づき、結果	
		定に係らない周波数帯に係る者の場合、別紙1と別紙2に評価基準が	の概要を公表することとされております	
		示されていますが、本評価事項の電波監理審議会における評価プロセ	ので、頂いた御意見も踏まえ、検討して	
		スにおいては、各周波数帯の通信量が免許人毎に示されることが適切	まいります。	
		であると考えます。	また、通信量の評価方法については、	
		また、本評価については、トラヒックの有無や前年度実績との比較の	頂いた御意見を参考に今後も検討を進め	
		みならず、例えば各免許人の、全周波数を合算した総通信量に対して、	てまいります。	
		各周波数帯から生じている通信量の割合によって評価頂く等、定量的		
		な評価指標の更なるご検討をいただくことを希望いたします。		
			電波を発射する無線局の数が多けれ	無
		の基準 の「1 電気通信業務用基地局の数、人口カバー率及び面積カ	ば、当該周波数帯域は電波が相対的に有	
		バー率 において基地局数の多寡を相対的に評価することは適当でな	効に利用されていると判断できることか	
			MI-IMICATOR GETIMACE GETA	

		く、「電気通信業務用基地局の数」は削除すること、さらに関連して「4総合的な評価」からも「電気通信業務用基地局の数」を削除することが適当であると考えます。 (理由) 基地局の数とその配置はサービスエリアを実現するための手法の一つであり、事業者ごとに異なる視点から実施しているものであること、さらにユーザの利便性の判断にとって重要なのは、基地局の数ではなく基地局整備の結果である人口カバー率や面積カバー率であることから、事業者間の基地局の数の多寡を相対的に評価することは適当ではないと考えます。	な評価事項の一つであり、この見地から、改正後の電波法第 26 条の 3 第 1 項に基づき、電気通信業務用の基地局の数は、有効利用評価に関する評価事項として定められています。以上のことから、原案のとおりとします。なお、総務省におけるこれまでの評価においても基地局	
6	個人	「有効利用評価方針案」ではなく、 「電波の有効利用評価方針案」にしてほしい。 上のだと「何の」なのか分かりません。 下なら「電波」だと分かります。 この場合の「電波」とは差別用語の「電波」ではありません。 しかしできれば「電波」という言葉も使わないでほしい。 絶対に「電波」という言葉が差別用語的に使われている現実を知っているはずだと思うのだけれど。	改正後の電波法第26条の3においては、「電波の有効利用の程度の評価」を「有効利用評価」と定義しているため、原案のとおりとします。	無
7	個人	現在、楽天モバイルにプラチナバンドが割り当てられていませんが、利用できてない電波帯があれば積極的に割り当てるべきです。 特にテレビが利用している電波帯には干渉を防ぐための空きの電波帯が広すぎます。再整理して、楽天モバイルに割り当てるべきです。	本案は、総務省が実施する電波の利用 状況調査の結果に基づき、有効利用評価 を行うための方針を示すものであり、総 務省が行う周波数の割当政策に関する御 意見については、本意見募集の対象外で す。	無
8	個人	この前、電波の使用状況の詳細を公表すると、通信基地局の数などが特定されるので、非公表にしているという総務省の主張がありました。楽天モバイルはプラチナバンドなしで競争を強いられていて、独占禁止法に違反していてもおかしくないような状況にあります。そのような状況にあって、早急なプラチナバンドの割り当てが必要な中、詳細を非公表し、既存企業の利権を守ってばかりの総務省の姿勢には心底失望しております。	の公表方法に関する御意見については、	無

		特にプラチナバンドの使用状況の詳細を公表し、有効活用できている かの判断をしてください。		
9	個人	プラチナバンドの基地局数、人口カバー率など詳しく評価すべき。	本案に記載のとおり、基地局の数や人 ロカバー率等を評価することとしており ます。	兼
		プラチナバンドは、楽天モバイルへ割り当てられておらず、なおかつプラチナバンドは携帯事業に必須であり、早期の割り当てが必要です。有効活用できてないプラチナバンドがあるので、あれば早急に楽天モバイルへ割り当てするべき。	状況調査の結果に基づき、有効利用評価	無
10	個人	基地局の数などを非公表などにしているが、それでは電波が有効活用できているか評価できないと思う。 楽天モバイルがプラチナバンドを懇願している中で、有効活用の評価をしないのであれば、それは携帯大手 3 社の利権を守ることになります。 総務省が主導する形でプラチナバンドを聖域化してしまう行為は、携帯会社の公正な競争を阻害してしまいます。	本案に記載のとおり、基地局の数や人口カバー率等を評価することとしております。 なお、総務省が実施する電波の利用状況調査における基地局の数などの公表方法に関する御意見については、本意見募集の対象外です。	無
11	個人	もっと有効に活用してもらうには、現状の廉価な使用料を適正価格に 上げればよろしいのではないでしょうか?高価であれば有効に使うよ うになるはずです。	本案は、総務省が実施する電波の利用 状況調査の結果に基づき、有効利用評価 を行うための方針を示すものであり、電 波利用料制度に関する御意見について は、本意見募集の対象外です。	無
12	個人	有効利用とは幾分かずれるのではあるが(しかし電波を用いて行う事・行える事についてのより有効な行い方となるものではある。)、日本国土における電波利用・電波行政についての意見があるので述べておく。国は、何としても、北海道の海岸線及びその周辺の数 km(可能なら領海となる領域までの距離)に至るまでの海域について、携帯電話・モバイル通信の利用が可能とされたい。 今年に発生した、知床半島での遊覧船「KAZUI(カズワン)号」沈没事件においては、知床半島の海域の北部及び東部について、携帯電話・モ	頂いた御意見については、本意見募集 の対象外です。	無

バイル通信の利用が不可能な領域が、(おかしな事に北海道海岸線においてもそこだけ)存在したがために、その事態の把握の困難さに拍車がかかったのであるが、携帯電話・モバイル通信が使える事は、漁業関係者等の大きな安全につながり(ロシア等による拿捕や他犯罪事態についての把握・察知・確認能力について携帯電話・モバイル通信可能エリアにあるかどうかでとても大きな差が発生する。)、国土の安全や公安に非常に重要なものであるが、知床国立公園となっている陸地部分全域を通信可能エリアにするかどうかはともかくとして(検討する価値はあると思われるが、当方としては中立的であり、知床の自然保護の必要を考えるとやや不要に近い考えである(海域用に設置するアンテナ等についての存在を除き)。)、海岸線周辺の海域についての通信可能化を行う事は、北海道の漁業関係者や遊覧船等の関係者・利用者、また国の安全・公安のため、強くその実現を行うべき事である。

それは断言的に言える程に重要性・必要性があるはずの事であるが、国は、国土防衛・国家安全・国民の生命財産保護のために、必ず、知床半島の北部・東部を含めて、北海道の海岸線全域について海岸線から数km(可能なら領海となる領域までの距離)について、携帯電話・モバイル通信の利用を可能とされたい。(NTT グループに支援を行っても、通信エリアとなるようにされたい。太陽光発電及び潮力発電等の可能なバッテリー搭載ブイなどを用いて電波の中継を行う等すれば、それなりに容易に入り組んだ部分についても多くをカバー出来るようになるのではないか。)

国民として、上にも示した知床観光船沈没事故に関して、知床半島の入り組んだ地形の部分はともかくとしてその北部と東部について全くの通信不可能な海岸線近辺の海域がある事にひどく愕然としたのであるが、国には、何卒、北海道の海岸線全域についての携帯電話・モバイル通信の利用可能化を行っていただきたい。

意見は以上である。